

☐◎相続税等の料金◎☐

業務区分	業務内容	料金	備考	
税務相談	・税務相談 (書面化する場合には別料金)	所得税・消費税のご相談 相続、不動産売買関係のご相談	11,000円 / 1 H 11,000円 / 1 H	
	・自社株評価	相続、贈与、売買 (M&A) 等の場合の評価	220,000円 ~ / 1 社	
	・税務調査立会	10時から16時 (調査が続く限り) 立ち会います	66,000円 / 1 日	
	・相続税申告書	①取得財産の価額 (小規模宅地の特例適用前)	料金	
相続関係		5,000万円以下	220,000円	
		5,000万円超 8,000万円以下	(①×0.7%-15万円) ×1.1	カッコ内千円未満切捨て
		8,000万円超	(①×0.8%-23万円) ×1.1	カッコ内千円未満切捨て
		上記は財産を取得した方が3名までの料金です。4名以上の場合には、1名につき、上記料金の5%を加算致します。 遺産分割協議書の作成費用に関して、別途ご請求する場合があります。 上記には、登記簿謄本、固定資産税評価証明書などの費用や登記にかかる費用および交通費は含まれておりませんので、実費がかかった場合には、別途ご請求致します。 税務調査により修正申告となった場合には、当初申告報酬の50%の申告料金が発生します。 また、税務調査の立会報酬が1日66,000円 (消費税別) がかかります。 なお、当事務所以外で申告した場合の修正申告は、上記の料金となります。 上記報酬は、2画地までの小規模な土地を基準としていますので、土地の筆数が多い場合には、別途報酬がかかります。(路線価方式: 1画地2.2万円 倍率方式: 1画地1.1万円) 非上場会社の株式を評価する場合には、1社につき別途22万円以上の報酬がかかります。		
	・相続シミュレーション	・預金は百万円単位で、土地は公簿面積により概算計算をした場合 ・預金は百万円単位で、概算計算し土地に関しては現地調査を行った場合 ・相続税の申告書としてすべてを評価した金額で計算した場合		上記報酬の30% 上記報酬の50% 上記報酬の80%
贈与関係	・贈与税申告書	贈与財産の内容など	料金	備考
		現金のみの場合	33,000円	
		不動産や株など現金以外の場合	110,000円	下記の報酬が加算されます。
		相続時精算課税制度を利用する場合	別途お見積	
	上記には、登記簿謄本、固定資産税評価証明書などの費用や登記にかかる費用および交通費は含まれておりませんので、実費がかかった場合には、別途ご請求致します。 税務調査により修正申告となった場合には、当初申告報酬の50%の申告料金が発生します。 また、税務調査の立会報酬が1日66,000円 (消費税別) がかかります。 なお、当事務所以外で申告した場合の修正申告は、上記の料金となります。 上記報酬は、土地の評価は含まれておりませんので、路線価方式は1画地2.2万円、倍率方式は1画地1.1万円の報酬が上記贈与税申告料金に加算されます。 非上場会社の株式を評価する場合には、1社につき別途22万円以上の報酬がかかります。			
	特定路線価申請	1件の申請につき33,000円~ (添付資料の総量によります。)		

※お見積書を作成しますので、お気軽にお問合せください。